

# 決 定 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ  
まるのうち201

異議申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市六番丁24  
ニッセイ和歌山ビル11階 あすか綜合法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士

対象弁護士 豊 田 泰 史

(登録番号19208)

和歌山県和歌山市南材木丁2-38 ふたば法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士

対象弁護士 太 田 達 也

(登録番号40513)

和歌山県和歌山市六番丁24  
ニッセイ和歌山ビル11階 あすか綜合法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士

対象弁護士 重 藤 雅 之

(登録番号45614)

異議申出人の申出による対象弁護士らにかかる平成30年綱第239～241号異議申出事案について、日本弁護士連合会は次のように決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

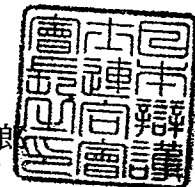
## 理 由

本件異議の申出について綱紀委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士法第64条の2第5項の規定により、主文のとおり決定する。

平成30年8月30日

日本弁護士連合会

会 長 菊 地 裕 太 郎





平成30年綱第239号 [和歌山弁護士会平成28年(綱)第16号]  
平成30年綱第240号 [和歌山弁護士会平成28年(綱)第17号]  
平成30年綱第241号 [和歌山弁護士会平成28年(綱)第18号]

## 議 決 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ  
まるのうち201  
異議申出人 吉田 益夫

和歌山県和歌山市六番丁24  
ニッセイ和歌山ビル11階 あすか綜合法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士  
対象弁護士 豊田 泰史  
(登録番号19208)

和歌山県和歌山市南材木丁2-38 ふたば法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士  
対象弁護士 太田 達也  
(登録番号40513)

和歌山県和歌山市六番丁24  
ニッセイ和歌山ビル11階 あすか綜合法律事務所  
和歌山弁護士会所属弁護士  
対象弁護士 重藤 雅之  
(登録番号45614)

### 主 文

本件異議の申出を棄却することを相当と認める。

### 理 由

異議申出人の対象弁護士らに対する本件懲戒請求の理由及び対象弁護士らの答弁の要旨は、いずれも和歌山弁護士会綱紀委員会の議決書に記載のとおりであり、同弁護士会は同議決書記載の認定と判断に基づき、対象弁護士らを懲戒しないこととした。

本件異議の申出の理由は、要するに、前記認定と判断は誤りであり、同弁護士会の決定には不服であるというにある。

当部会が、異議申出人から新たに提出された資料も含め審査した結果、同議決書の認定と判断に誤りはなく、同弁護士会の決定は相当である。

よって、本件異議の申出は理由がないので棄却することを相当とし、主文のとおり議決する。

平成30年8月28日

日本弁護士連合会綱紀委員会第1部会

部会長

杉山 功 郎



これは決定書の謄本である

平成30年8月31日

日本弁護士連合会

事務総長 菰 田

